

「税務訴訟において税理士の果たす役割と弁護士との協働」

(8月29日・30日 連続2日)

1. 研修のねらいと概要

昨今、注目を浴びる租税をめぐる訴訟も増えてきました。近代国家の基本的原則である租税法主義が確保されるためには、司法が十分に機能し租税訴訟が健全に稼働する必要があります。そのためにも本学会は、弁護士・税理士の租税争訟能力の向上を目指し、夏期研修(第7回)を開催します。

今回の研修では、平成13年に制定されました「税理士法上の補佐人制度」により、実際に補佐人として活躍されました税理士の方々や、代理人としてご活躍されました弁護士の方々を中心に、税務争訟において、補佐人としての税理士がどのような役割を果たせるのか、また、代理人としての弁護士との協働により、どのようにして訴訟を進めていくのかということを、実際に提起されました訴訟事案を基にお話をいただきます。

また、基調講演として、税理士や弁護士の実務家の方々のことをより深くご理解していただき、日々、様々なご指導をいただいております。ご自身も弁護士登録をなされております、立命館大学法務研究科の三木義一教授から「税務訴訟において税理士の果たす役割」(仮題)という内容で、税理士の補佐人制度の現状や、今後において税理士が補佐人として訴訟参加するためにどのようなことを学ぶべきか、また、代理人としての弁護士とどのような形で協働すれば税務訴訟を有利に進めていけるのかなどにつきましてご講演をいただきます。

ご講演終了後には、講演をいただきました方々を中心にしまして、パネルディスカッションで講師と会場の受講者と質疑応答を行います。

2. 日時及び概要

8月29日(土) 午後 0時30分 受付開始

午後 1時 - 3時 三木義一 立命館大学法務研究科教授 弁護士

「税務訴訟において税理士の果たす役割－弁護士と税理士の協働－」

午後 3時15分 - 5時15分 山田俊一 税理士

「勝訴判決(確定)を得た争訟戦術」

午後 5時30分 - 7時30分 懇親会

8月30日(日)

午前10時 - 午前12時 鹿田良美 税理士、清水敦弁護士、伊藤隆穂弁護士

「分掌変更に伴う役員退職金について－初めて税務訴訟代理人となる弁護士と初めて補佐人となる税理士－」

午後 1時 - 午後 2時50分 末崎衛 沖縄国際大学法学部法学科准教授

「税務争訟において弁護士と税理士の協働をどのようにすべきか」

午後 3時 - 午後 4時30分 パネルディスカッション

3. 場 所 グランキューブ大阪 1003会議室

〒530-0025 大阪市北区中之島5-3-5 TEL06-4803-5555

(京阪電車「中之島」駅下車2番出口すぐ、大阪駅前からシャトルバス「リーガロイヤルホテル行」)

4. 参加資格および受講費用

弁護士または税理士であれば、どなたも参加できます。
受講料 資料代5,000円（ただし、学会会員は 3,000円）

5. その他

- 税理士にとっては、研修義務のポイントとなる近畿税理士会の認定研修となります。
第二東京弁護士会所属の弁護士にとっても研修認定になります。
- 第1日終了後、講師を囲んでの懇親会（参加任意：会費4,000円）を行います。
講師の方々の参加も予定しております。
希望者は申込のときに参加の予約をしてください。

6. 申込方法 租税訴訟学会 事務局 あてファックス又はメールでお申し込み下さい。

FAX:03-3586-3602 Email:info@sozei-soshou.jp

※切 8月20日(ただし定員200名に達した時点で受付を終了します。)

租税訴訟学会 夏期研修

参加申込み

「税務訴訟において税理士の果たす役割と弁護士との協働」

1. 日時 8月29日(土) 午後0時30分受付開始 午後5時15分終了予定

<終了後、懇親会:任意参加>

8月30日(日) 午前9時30分 開場 午後4時30分終了予定

2. 場所 グランキューブ大阪 1003会議室

〒530-0025 大阪市北区中之島5-3-5 TEL06-4803-5555

(京阪電車「中之島」駅下車2番出口すぐ、大阪駅前からシャトルバス「リーガロイヤルホテル行」)

申込:租税訴訟学会 事務局 FAX:03-3586-3602 Email:info@sozei-soshou.jp

※切 8月20日(ただし定員200名に達した時点で受付を終了します。)

2008年夏期研修に **参加します。**

なお、第1日研修終了後の懇親会に参加する。

氏名 _____

住所

Tel.

Fax.

会員

非会員

弁護士

税理士

その他